

事 務 連 絡

平成29年3月30日

{ 居宅介護支援事業所
居宅介護サービス事業所 } 様

新宮市健康福祉部健康長寿課長
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業に係る請求関係の取扱いの訂正について

平成28年10月14日に開催しました、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所説明会にて説明しました総合事業に係る請求事務関係について、内容を次のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。

記

●説明資料スライド番号 34

11.請求事務関係 (5)

【事例3】7/15に事業対象者と認定。総合事業のみ利用。

8/1に支援と見込んで介護認定申請を行い、暫定プランにて総合事業と予防給付のサービスの利用を開始し、9/1に要介護と認定された場合。
※介護給付では総合事業が利用できないため、事業対象者又は要支援で暫定で総合事業利用し、結果要介護認定の時は、総合事業サービス費が全額自己負担になることに注意！！

●以上の記載がありましたが、下記のとおりとします。ケアプラン代の取扱いは②のとおりとします。

- ①暫定利用していた総合事業の種類が現行相当サービスで、且つ提供事業者が介護サービス提供事業所としての指定を受けている場合は、介護給付としての利用が認められて全額自己負担にはなりません。(利用開始時に提供事業所と十分に確認することが大切です。)
- ②居宅支援事業所が地域包括支援センターと連携の上、利用者と契約し、アセスメントからサービス担当者会議等の適切なケアマネジメントを実施していた場合は申請日にさかのぼって、居宅サービス計画作成依頼届、居宅サービス計画作成、給付管理、ケアマネジメント作成費の請求をおこなうことができる。